

国直轄事業負担金の抜本的な見直しを求める意見書

国の直轄事業は、法律により事業範囲を定め、国自らが直接行う広域的事業であるが、その実施にあたっては、大変厳しい財政状況の中で地方が負担金を支出している。

特に今回、この国直轄事業負担金に、国道事務所等の庁舎改修費や国家公務員の人件費、退職手当、一般旅費、さらに上級機関である地方整備局の人件費までが含まれていることが明らかになり、地方分権の課題として、そのあり方そのものが大きくクローズアップされているところである。

したがって、国におかれては、今後の国直轄事業のあり方について、地方の自主性・裁量性を拡大し、分権型社会にふさわしい制度へ再構築するよう下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 地方の予算編成等に支障を生じないように、国は、負担金の基準や内訳明細について、早期に十分な説明や詳細な情報提供を徹底し、負担金の対象とし得る経費を明確化すること。
- 2 現行制度の抜本的な再構築に向け十分な協議を行い、地方が担うべき事業は、権限と財源を地方へ一体的に移譲した上で、地方が自らの判断で、自主的、主体的に事業実施できるようにすること。
- 3 国と地方の役割に応じた財政負担へ転換させる観点から、社会資本整備に関する国と地方の役割分担を明確にするとともに、国直轄事業負担金制度については、早期に抜本的な見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河 野 洋 平 様
参議院議長	江 田 五 月 様
内閣総理大臣	麻 生 太 郎 様
総務大臣	佐 藤 勉 様
財務大臣	与謝野 馨 様
農林水産大臣	石 破 茂 様
国土交通大臣	金 子 一 義 様